水滸全傳

913.422

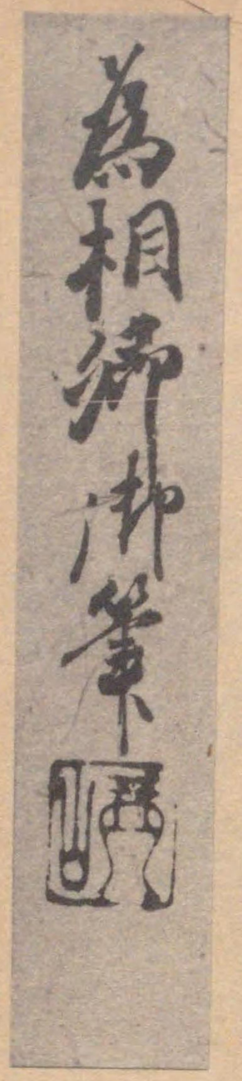

水鏡卷中

敏達天皇

913.422
m

国立国会図書館蔵書

国立国会図書館
27.11.12

0143

水鏡卷中

敏達天皇

崇峻天皇

舒明天皇

孝德天皇

天智天皇

女帝 天武天皇 皇女
持統天皇

女帝 天智天皇 皇女
元明天皇

聖武天皇

用明天皇

女帝 欽明天皇 皇女
推古天皇

女帝 敏達天皇 當孫
皇極天皇

舒明天皇后

女帝 皇極天皇 重祚
齊明天皇

天武天皇

文武天皇

女帝 文武天皇 皇姉
元正天皇

女帝 聖武天皇 皇女
孝謙天皇

一世二代敏達天皇十三年崩年廿三葬河内国磯長中尾陵

[illegible]

[illegible]

一世二代敏達天皇 十四年崩 年廿四 葬河内国磯長中尾陵

[印]

をきみ乃こ〇こ敏達天皇と申き欽明天皇の第
二御子宣化天皇女石姫皇后也欽明天皇乃みよ十
五年甲戌正月に東宮にたらたまふ壬辰乃
とし三月三日くらぬにいきたまふよしを
をきまふこと十四年なりとし正月一日于聖徳太
子をむまれたまひしたて乃用明天皇ハみかとの
おとゝまていまゝ皇子と申しなり御たゝ三ヤの
聖徳太子於厩前誕生事
うちなしわすれあるかせたまひしにむまやのまへ
まで御心にいさかたけるを給ひ給ひてにハかに

うまれさ勢をまひしなりこゝ乃月ハ十二月にそあ
たらせ給しんといそきいをまいこゝをそて海をわて
きかくてあのくきなるもわしのうゝまわさして
御殿乃うちをしてらしきゝかとこのよしをきこし
絶して行幸なるもくこゝものあわさまをこゝ申
始しきゝ文あわはゝやうまゝやうちいわさしてかや
ふわゝかゝこあくゝ海しとおほしてそもにハおほし
き人なをとそ人をのをまハせし宮月なるに
しのふものゝいとよくの始きゝしの五月とす
自高麗爲羽書渡間事
おほしまへる高麗よりからすのなりものをのきて
をてこそわをもしをいのにしてよむつしとしおほし
なしにてまつりしをなしかしの王宮申しんを

自高麗爲羽書渡間事

おほくまゐる高麗よりからすのはものなかまて
をてこまりをいかにしてよむしつしともおほく
なことにてまつりしなりしのまゝ申し人の
うしきのうちになきてすいしとりてよみをもし
おそいみしきことにくまつりしかゝと終てか終れ
てそのまゝ御ゆへちかくいわまゆへきよしなとに
にすせられき三年と申し二月十五日宣德太子
聖德太子向東方二歳時唱南無給事
かしにむかひてをれ心をあはせて南無佛とのおき
御うし二まゝこそはなりをまゐしか三年三月三日ゟ
のまうし宣德太子をあいしをてこまつていをこ
をこまつりしかしくかすけしくおけしきそのゝち

たほの月日をすくまてそのうちかうせこまは
さゝりしかそ宮乃うちの女房をとらやれもくとゝかうし
いたきをとてまくりいかゝきゝ六年十月と申しに百(ゆ)
漾國(サヨウ)より經論又あまたわたりしかゝ紙太子をれし
なれまくらんとみかとに申しかゝみかとの四へ
とゝし紙太子申をまゝくむりしもろこしの衡山(カウセ)
まゝかしに佛教そ見てまくりきいまその經論
なをとてこそかてまくなれそ見てまくらんとおもひし
ふなりと申しかゝうとあさ函しくおほし
そしてなんらハ六歳なりをとまふいはのもとにも
ろこしにあるしとハのこまふそとおほせたとあと
聖德太子稱荒生事語事
しかそ太子さきのよろこものおほしまくなりなり

すてなんらハ六歳まなりたまふハ法のかたにも
ろうしにあらしとハのうまふすとおほせたとあと
聖徳太子稱奈生事給事
しの其太子さきのよろこのおほしたるなりなり
と申如しとまはしかたまはしめたてまつりてきく
法化經渡事
てをうちあはしき法華經也ことしまうり如ハ
ハくとすうきれなりし七年と申し二月より太子よ
ろ法の經論をひらきまひて六宗日ハ梵天帝釋
おほくこと如てくるの面ゆことを見如日なりもの
いろうろすことをとこ見如ハ一と申如しの宣旨を
くるし如きことし太子七歳にすなりをたまひし
自新羅國奉渡人迦佛事
い年と申し十月より新羅より釋迦かけをまつ

しきてまゐりしのかみのことよみこれ如て倍言し
きてこゝろ如き山しなてこの栗金堂におはします
そこゝろかこまなり十二年とかしし七月に百濟國よ
り日羅といふ人ききれしきたるのみ如てものゝこゝ
日羅本辞太子間事
をしきまふかとに日羅才よりひかりをたれたて
たるをかゝかたてまつりて敬礼救世觀世音傳燈栗
方栗散玉と申きたる又眉間よりひかりをたれ
きかくて人をのこまひきまれしもあこしにあるを
しとき日羅を弟子にてあらしものなりけれ日
をれのこきてまゐりしによりてかく才よりひかりをい
きなりけるのよにうるゝ天にうまるゝしとのこま
ひき十三年と申し九月に百濟國よりいしまそいく

なれの三年をてまゐりしによりてかく才よりいりなれ
ゑすなりのちのにうるゝす天ようまるゝしこのくま
ひき十三年と申し九月に百濟國よりいしまそいく
自百濟國奉請石沙勒事
是をもつ弥勒をわたしをてまゐらつしを穂我馬
子の大臣宮をいしくりてすゑてまゐらきいまえ奥寺
守屋大臣可共佛法由奏聞事
まれ、しますかとけなると十四年と申し三月にもと
ゆの大臣みのこに申さく先帝の御ときよりいまにい
をゝまそよのなりのやまいいまゝをゝをゝすそのの
大臣仏法をゝたなふゆへなるゝしと申しのハ佛法を
守屋焼堂塔間事
うしなふつきよし宣旨くをりにき守屋こつゝて
らにゆきむりてをうをきをれし佛像をやふ

なうしなれ火をいしきてやまゝ江乃きものをもまき
しをこゝをもちてそうらしかなるに雲ふらし
てたほさにのみゝ望こゝ勢しきこゝみのとも望やうら
まちにこゝをまゝらん天下をもまれこゝをていのを
うしなふものゝ子をしらずのまゝをやむ人みを
やきこゝろこゝくになむたほらなる佛像をやきし
ほ見をしまりてこのやまゝれたこれなりしなり六月を
蘇我の大臣やまゝれこゝしくいふ子なれ三寶をのふき
をてふいしこゝ申きみをしらふなんらひこゝ城大
なふへしこのをこゝかゝしかゝるこゝれて又雲塔をほ
ゝらき佛法ハ大れもやうらひ人まゝりまわし

天皇崩御事

なりかくて八月十五日にうらゝせ[illegible]

なふへしこのきこえはさしかゝるこゝろして又雲塔をはし
くらきに佛法はおれもてしらぬまゝりしまわし

香皇崩御事

ちりかくそ八月十五日にうとゝはうせさ給ひまきに此御
道場法師母縁所行事

ごきいこゝ家にはしまくらおくらのくにゝたゞ川くらもの
あらきいかなりしかもそこた水ゆせんこ塔しかゝふ
うりかゝんなわあ先御わしかゝ木乃しこたきらいゝ
てあらしかゝふ其此まゝにいかいらたらまきすれかゝ
らたきなきたのことしこのおとゝきまきをもらてうた
むとせしかゝいかつらわれをゝろきことなられかなるす
なりたんをむくひんこいひきのこれいたくなるまゝそ
且をむくふへきすこいひきいかいらたゝえていたくなん

なる人をこゝろすこともなくさらきはれの是ハ資藏よ
なさまりて皆ゝまゝ人もちこのわらはなとこゝふなりて藏の
てらふまゝ人ゝまきてらのゝ藏にもちて三間をまゐん三場
しりゝ人ゝさまゝきてみにはいれさをさつしかハ十ゝ人
ゝちしてにゐれにはきなるのちきうゝ藏にもちてこゝ
くらふこゝてをわしゝ藏人ゝなきてあつてゝわしかこの
なとこ又五百人してひくいしをこゝろすこと人のゝ所ゝれ
くらふなきてこゝにはてらこたいれしかハ人ゝなるなりれ
りのこれくらゝ藏ふさすなりふきかくて寺田やゝ本
なりしかこゝのなとこゝかりしかなりまゐゆ
してきこの人道場法師ニ賀申し

一世三代明天皇　二年崩　葬大和國磐余池上陵

してきこの／道場法師ニ賀申し

一卅三代用明天皇　二年崩　葬大和國磐余池上陵

ほきのみを用明天皇とまゐ欽明天皇乃弟宮のみこ御母

大臣蘇我宿祢稲目女妃堅塩姫（カタシヒ）已年九月五日ならぬに

つゝれば此年二年ならぬに川まをまゐて

聖徳太子父天皇短命由被奉相申

あくるゝ聖徳太子ちゝみをはさうしてもあ

御いのちとのほうしくみこせ始へおこし

こゝ給へしまゐりし始へし御をまゐまゐ

乃うしの三月に乃みを御なられいちまおもし

に太子ならぬ川まりいまそまりてこゝ志をもせ次

太子の御ゆるのいくさをこらかれてこゝろいたまでしまさ
すきこゝろきまゝ乃こまは太子大誓願をおかしめるそれ
きをこゝろそ四天王御きさみるそこゝろそ心をこゝきのこ
ゝをきまてまゝ可ていまたれいこゝろのやハ四天王の御
ら御こゝろなるこゝのこゝまゝせるこゝわ御していさせ志め
御しかゝのやもつやかむ称りあるりて、そうこゝろこゝろ
のゝ御うしなれ川参川勝をしてくれをきこせし先祖
もうやかいもうとゝうの君ゆめてたゝつしかゝ此
ハかりにてもつやハうらこれなりなれ此こゝきの
人をつあへりしきそこのもうやかいこゝろしてたゝりし

造始天王寺本

ご称りとハ赤檮とゝ花ゆたゝかし水田一百頃をなんをまハ
さしかゝそこゝ天王寺此川あしかゝしかゝ

人をあへりしきてこのもりやはいこゝろしてくへりし

ごゝ称りとは赤檮とぞ申すへりし水田一百頃なるなるは

造始天王寺事

さしかくてこそ天王寺をはしめられしなり

一世四代崇峻天皇 五年崩 年七十二 葬大和國倉橋山畏陵

川内のみを崇峻天皇と申す欽明天皇の第十二乃みに

門母稲目大臣女小姉君姫也丁未のとし八月二日くる刑に

つき給門うし六十七ゝ御しらせまふ事五年くるゝ

太子奉相皇事

川内給てあらうしの如是みこと聖徳太子をよひ申て海

はるをてなんちゝくへさせすわれをさしたまへこの

をこまれしかは太子めてなくおそしまゝ欲をしらこさ

とに御いのらせあやまをなんみてこせたりします此ゝ御

十月に太子御宮に十九日に[illegible]
し二月にみなとしのひやに太子にのる御なく[illegible]の
大臣うまいわるくしかれしき御ふにしかたにいはれ
ことに仏法をおもひやうなれん[illegible]しうすいつ
まきこのるゝよりしかに太子をこのことをしのひ始て
心中をまいしかとに十月に人乃なの志ゆへ[illegible]
天皇平切猪首稱治事
をわしかゝ[illegible]とさんしてハ[illegible]ぬのくひなきなり[illegible]
くにわきこ[illegible]ハ人をまらうしまへきこのる
御を堺しかに太子にかきまにかきまをいてのなの
大事この御とはなりて[illegible]にいてくへきことにハ[illegible]内宴
なにかなりて[illegible]へ[illegible]は[illegible]をせなりしてけふみなの
のるまいせいにあ[illegible]ん[illegible]すなりしかしかれ志ゆ

じゃくれどしのいてなりしてまゝ大たゝのことはまゝて
たゝまゝにいわれてかゝはなりて木にかゝりて今川うこれば
いまかんらかゝろかなりはなりて今とはうしちれ事て
蘇我大臣欽駒間事
まいりこゝいれて也なれらしかゝ駒さきいてわれとり乃
ごまゝ大たゝとはしなりまゝ今とゝ以ことはしなりて海
川すこゝいれしかゝ大たこのごまゝにいよくいわれてぎんぎにて
たゝはさまかけへなきまゝてまゝ大たのはあしまゝ事いらく
あのなたにいろまわしまわ

一世五代推古天皇　世六年崩　年七十三　葬磯長山田陵

はまゝ乃今ゝ推古天皇ゝ申ま欽明天皇乃御ゝ也ゝ
御母稲目大臣女蘇我小姉君姫也壬子のこと十一月ゝ日ゝ

ぬ小川き在まふ御門ハ卅八代ゐしたまふこと卅六年

くらぬま川き給てあくらこの三月にみまかれ女人

聖徳太子令行天下政事

なかにもまつりことよりよりハ聖徳太子しめ

てし給ふよ今人ならひなかりき太子ハたゝの

きさきまいらせ給てこのみかとをしろしめされ

被移天王寺於難波事

しかるのさきにおやこ申しけんいまさ

申こゝろさきにも太子にハ申すかりかなしけれ

うし卅二にかんなかにおしこし天王寺をハ難波(ナニハ)荒陵(アラハカ)

流浮浪来事 在箸

おいうけ給し給ふしかわもいさまゐりあめのきしにるて

在ま寺つきに三年に事さしく流るのゆうてかなん

小川きてきまれつらしかも左右のくふさんなとのうこ

沈浮浪来事 左子細

なまへつまと二年ニ申ニ此ハ沈ハこのくらゝ此ハてなるゝ

ふけまてまなれつりしかゝ五左のくふ乃見なるのうこ
ふくたゝたにほきふひかもの御ありきうれ之いけられ
ことくふして毎日をへて宮月にあるゝれしまのこふこの
ほしまゝらまゝられつまきたほきさ人乃いてくかとにく
なるさ八尺くハりなんまへりしりのかうもしき事た
こへんからなくめてこしふれをみしたにまてこちき
し海人なまこもしきたほ色をきこまなんしける
左子みるまゝいて沈水香ニ申ものなりおいきを梅檀香
こゝふ南天竺のこれ見のうこのきしにたれなりこの木
乃ひやうふこりてなけれおりぬれいもの地ゆれ

川ぎりやのこまに人かのこころへゆきこしかけて今此
木にやはいらぞふゆかれて地あれはなきてのら
いらてしやはしるしまてこれはこうなりやれ見ハ
鷄舌香（ケイ セツ カウ）やのそれハ丁子（チウ シ）やのあふらハ薫陸（クン ロク）にさしくなり
なるは流水（チム スイ）こゝふにしらはれ淺香（セン カウ）と以ふ其仏法を
あらはしまふゆへに樺梵威德（シヤウ アレ ヰ トウ）のくへかくわ始なるへ也
ごゝ其まはしき其かこゝの木にて觀音をいくわてゐて
らはなしなきをそまりなまはしこまくしきわれ
ちゝ海にきゝ年ごゝ月ニ太子よきこまはもこゝ見しめ

甲斐黒駒子細事

給しりこれのくまりくはきこまの雲のあしゝ幾代
をてまいわらきに太子にほくのこまのなりもこれをいら
いらして九月のこの、まれのまゝ

甲斐黒駒子細事

建廣隆寺事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

誨勝鬘經事

わかまへて勝鬘經かしまへと申[illegible]

たる志、此ゆにのけて三日かしまれきそ乃[illegible]

さま儒のさとふなんたる物しめてふるし事

[illegible]

二三尺許蓮花雨事

[illegible]

[illegible]

建立橘寺事

[illegible]

[illegible]

なりたるあらはれ[illegible]

みなとみれどうかりてなまれいきいまのなら

[illegible]

それてこれかなり十五年ゟ申之五月ゟみなとに申ゟ夜

いくじりしもらそうしし經もあらし此衡山と申

ごうあるにしまず[illegible]せなてこのわれ

經乃ひつことのたるにこあらせんゟ申なまれてゟの

いまこ申七月ゟもあらしへ[illegible]しきゐくるこしの四

月ゟいしゟ一巻ゟしゟ法花經をしてきなれつき

大子八寄殿七日七夜不出給事

九月ゟ太子いかりれゟやの地ゟこのよいまゝまれ事

七日七夜いてなまいすい日ゟ[illegible]ゟ[illegible]

一巻の經あり太子のゟまいくゟ乃經なんわさまゟに

持しなそうしし經をそにしまゟいもまゝ

きまれるいわそしの経なり此乃経く世にのもし
あり、よ乃中まゐらせ経ハこのもしかしこかし
太子薨給事
のるまれし廿九年二月廿二日に太子ぞせたまひに
き御ゝし三十九なわみ御りしゆゑそうてて
一天下乃人ら、ゑる御うしるしきまゐらゝとゝ有
かなしいかしきたほゐる太子の御年一百か一を
申さへりこゝとあらしく申しくへしも其
なれこもめてきまゐれ人しまゐまつれ
くわくし申さるなわ太子にいそ御ゆゑ
佛法子細事
ましハ、ゑきまゐるくきまいるまそなく佛法
乃名字をきねしそなわしまし天竺もあり
こゝ法りしなりて三百年二申三百歳国、

くわんしゅ中さうかはれたまふに
佛法弘通事
まして六ヶ敷ありけるをいかにせんとおぼしめしけれども
乃名字をまねばかりにて天竺にもあれ
に仏法はしりたりけれ三百年と申しに百濟國にはしり大
唐にて百年ばかりにて有しかども乃至日本へわたりしの
ちまたなの御ちからにあらざりしかども神武天皇
大乃至ハ人王十三代崩年
六月雷降事
六月小花ほのほふりてありけ
一世六代 舒明天皇 葬押坂内陵
ほのみこ舒明天皇と申しき敏達天皇の御子に慶
人大兄と申しき皇子乃御子也御母敏達天皇乃御女也
六月即位事
糠手姫也とかやのこのちしかば正月四日くわんをはじめ

給御年三十七ゝ御しつゝ給事十三年也三年ニアし

玄蜂三藏渡天之事

小そ玄蜂三藏もろおしより天竺へわたりなまふこうせ

をまいりたりし

一世七代　皇極天皇　治三年

御ま乃みかこ皇極（クワウ）天皇ニアまい敏達天皇乃ひ為ハ

たりしまゝ舒明天皇乃ほさまいてたりしまい御母欽明天

皇乃御こまさゝ吉備姫（キヒヒメ）ニ申まへわしなりと壬寅年

正月即位事

正月十五日くらゐにほ如世をしつゝ如事三年女帝

小たりまゝ七月小よ乃なり日てをしてきまく御いの

里をへつりしをもりの志るしさしになし大臣蝦夷（エミシ）ニ申

志ハそ子の馬子たゝ子なりまゝ乃ゝ上をなきまして

ゝらハ乃ゝ御ゝ御ゝ

ハたりまゝ七月ハよりなり日ばかりしてきまく住いの
里をつりしかとしもりの三つしさしにかし大臣蝦夷(エミシ)ニ申
志ハ其の馬子太小丸子なりわ志乃ゝしをなきまてこゝ
ゝかりハかゝりていのつゝしかしこしなきまつ
依旱魃行幸河上祈請間雨下事
なりまゝ八月ハなりて みかとかハかゝまゝ行幸志ゝまいて
四方城に免天まゝあふきていのつゝしをまいしかゝまゝ
まゝにかゝりあめくゝりて五日をへきものなりゝれ
なりわ百穀(コク)ゆたかなりまゝみしくゝつゝしたゝなり
蝦夷大臣奉先聖德太子ニ孫廿三人事
十一月十一日ハ其の蝦夷の太子の子いかりのけゝこゝふこゝ
をなりわしに聖德太子の御子むまこ廿三人をうし
なりをてこゝりてまいくさをたまりていかるれゝやをか
こみ事ぜんをてこゝりしに太子乃御子ニ大兄ニ申志

けものゝかはゆゑとて御ことのかたもとしこゝろにかきて
われはまゐていこ後やまにいつゝ如一つとしよいろうゝいくさ
大きいれちていふりれこやきやきてそれのかゝ候こ
しふものゝかゝ称あるまゝこれを太兄王乃かゝるをおれ
てかへるにきたり太兄王六日こゝいしにこのこゝろ可
くるときなり如てかゝ人をさらけるをちれをまれ
じゝはなりくゝ主ふのかりてのち仙人天人のるゝあら
それでにしふもりてこれさるを如ふきれかゝ候ふ
ちそしにかくのゝ忘きこゝいしゝこれをみきこゝし人
いまゝにらいまゝ此なしきゝあるゝらゝの人長これをきゝ
て問ミかくして太子乃御のらゆうしるれ

ちまたにかくのこゝろきこゝいしのこゝれをみきこゝしん
いまゝにらいまゝ心なしきゝあつらの大長こゝれをきゝ
てゝ問ミかくしてたゞ子乃御のらゝはうしるゝれをてゝ問れ
つゝわれらいさしくにあるへうすとれとあまなけきゝ
天智天皇ゝ子時於法興寺蹴鞠時鎭足取御沓敎進間事
りき三年ゝ申志三月ゝ天智天皇の中大兄皇子弟
志法興寺にてゝるゝをあそけ事ひしかとに御ゝ川乃
ゝらゝつゝきてゝらてゝゝらしゝはかまゝわれゝ事をそ
ゝ川ゝをまゝわしゝ心ゝ子うれしきゝとにほして
ゝのゝきゝあれゝるゝおかゝ事ゝ有へゝそなく
きこゝいあくせをそこゝりなまひてゝりの御すゝのけ後
ゝすゝもこゝとの御うしゝハしゝ御ふそゝかしゝかきまも
あしきゝ事もゝなきゝかゝとゝへゝそゝ事なり

十一月小大臣蝦夷ゟ此こゝかゝ人をいくわてたいなのおと
ゟ小宮門といひてわかゝともをいふれ皇子となりけき
入鹿大臣平兵五十人ニ入間中
五十人乃川ゟ物をかしらへていていまいさらかも
おもらいれをさらきかくていこえまゝのうりまゝ此ニ
れかりたくかゝらしかみをいかゝはしるゝん乃市ふ
あらはす又天智王皇乃いまゝ皇子ニ申志もたゝしく
ゟ乃ゝ此御ふのうちにおかしらしかこも之の内なら
さらしゝ此たはしたれしかしにかまゝ皇子ゟ
めくて語ゟ蘇我宿祢山田石川麻呂かむすめをゝゟ
めくあくせおもてまゝわてこの事をいれ内にまかまな
願をたこして丈ゝ釋迦ゟ此の像をあらしてゝ

めくあくせまてまつてこの事をいかにかまたな

願をおこして丈六釋迦がうきの像をあらしてたり

山階寺金堂釋由緒事

をまひきいまのやましなてらの金堂にたりまゐ

ひけふり六月にみぞ大極殿にいてをまひていかゝ

しきいかゝめしにしらひてまいりね人乃ぶをうらひて

よりひろをうらはいきてなんたくりしかまうをなくこも

おきさまにをいふ後にいひなしをまひてしらはこせ

てさたすまをまひしのち十二門をさしらめてやま

をのいしかまのまて新羅高麗百濟乃三韓の表を

よませし先をまひしにいしかまのまゐ事をいかた

まふをいふ乃うらまかりれたりしかまやまゐれ

しかしかまいていよまずかちをぎれいかりいふれば
かくかたりれ以へかりこうひしかふ子からにちつ聞きこ
てこゝろ事のたりれおもひをまゝかなりとこゝろ殺かくて
いかゝらんかきえまいてあるに今の事をすぎ始まる
なるへ　ふつふかたらたりれあせ候なりしてらうさる
しかハ皇子方のひこゝ候あひくしたまひていかゝこゝ
故人庶間事
ちゝんこゝろとて方の人をして吹ききらせしめ始にいかゝ
なるまいてなるさいきしよまゝあしほまつゝいかゝみ
かとに申ていえくわれなるゝとの間こゝ以事候志をえ
ゝ次方の事候うきゝ海をゝんと申きゝ御門に行きよ
なるまい給ていかゝさしたゝひ始しかゝ皇子いかゝは

なとゝ御門にはきよ
ゝ次第の事御うせ海たゝんと申き御門にはきよ

なとゝ御き給ていかゝ御ことにいはしかゝ皇子いかゝは
たゞくの皇子御うしなひ申ものくらの御かゝふきをて
まいしこすと申こまりしかゝ申とをきてうらへいつ御
小弟この御ゆへいかゝかくしをきつとてきのゝらいつ
かゝえ御きらゝ御ゆへをまゝせしかゝ大臣たゞきよいかゝ
こいしらいゝ御ゆへ御しをて大鬼道よたらて弟の一門
こきゝ御りにはゝ御ひうせふきふ御ゆへ御ゆへ御たゞくゝ
但馬國人子被取就等事
おちらまのくらゝ人御ゆきたゞきなんかゝ御もらゝ御
ものこ庭にもたゞしかゝにいゝ御しいてきを
つてこ御ゆへそしをさしてこれさりおちらゝもゝかゝ

あさ御しくたはしてかきいふしけれやことゝふと
をしりたきへのいろれかきつゝあるゝとゝあさましく
もへるあるなり

一世八代　孝源天皇　白雉五年十月十日崩　葬河内國刀坂磯長陵

はきのみつゝ孝滅天皇と申き皇極天皇の御はゝ御母
欽明天皇乃御むまこ吉備姫（キヒヒメ）なりと乙巳乃ゝ六月十二日に
くらゐ小いきをまふよせしつゝ給事十年なり皇極

天智天皇同辞不即位給事

天皇ハくらゐなわり御こ乃天智天皇のいまゝ皇子こまこ
えしに此いりをまてまつんこのゝまいしを皇子にあり
へきゝとにもへるゝ御こ乃指てかまゝつゝにみとかゝゝとゝ
なんのゝまんせいりゝといひあんせまきしふかまゝて

かきまゐらせ給ひしなりとかくてかまくらへ大臣のくらかは

内臣始事

なりまゐらせて内臣（ナイシン）ことなんいし先で申をへつりし大化二年

宇治橋事

小道登（タウトウ）こいひしものうちいしいなくしいし先をもとし

智光頼光住生由緒事

なりこの御所は元興寺小智光頼光ことは二人の儒あり

きたさなくこれなりこころにそかくもんなき頼光身

小きりしとゆんもなくまゐ人にあひてものなとは事を

なりきゐらつゝふして月日をすゐ智光あやしき

なりそいたいたゐらにてたをすゐらこゝにもふしこゝ故

なきなるしかくてたけくのこしかへて頼光う勝事起

智光なけはしてこゝろのこゝもなりきゐらこゝろは

かけまれしかんをこなひ事をなくものをなきを

小さくり

一廿九代　意明天皇　治七年

始まり乃みかこ宗明天皇ニ申まこれハ皇極天皇ニ

重祚事

申し女帝の又かつりけまへらなわし卯のごし

正月三日くらゐ二年ニ申まく　鎌足やまひなきて七年なり

鎌足法維摩經乎念事

始しかみかこ枉ほまこなけせ始し小百濟國より

まなれつりあまた法明ニいたし維摩經ゆゑんてこの

やうにいのんこ申志かふこをたほけきにうらへ始

まい法明大乃經をよゑんしますかもら鎌足乃出やまん

なこうつ始にまいまてあくるこし山しかてあ是

維摩經治事

かゝるゝ如にまきてあくるうし山しかてゝ後を

維摩ゝ始事

てゝ維摩會をしめ始しけり七月小智通智達と

いふゝ名の儒をもつかしにいりて玄弉三藏と

法相宗事

法相宗をハつゝへ名ゝも勝させ始しかゝるゝの時に

義覺といふ儒あつまき百濟國ゝもきたれつもしへ也

かもの百濟寺ゝなんすゝもへつしかれてゝに惠義

といふ僧あつまき我なるもいてゝ我覺のなかゝ

ゝゝ名をもそれゝ心ろのうちにいりけるてゝ

惠義あやしくだもひてひけるまものゝみをやつそ

これは義覺經をよみけるゝあいりけるゝてゝ

かゝり惠義あるこましくおもひて何くるひあんくさく
かゝり候し義覺弟子にかゝりし候まゝまゝしかゝ
心經不思議中
おもよ四姓をよみそうて百遍ゆかになるし
ゆゑにかゝりまゝて心乃乃うち候しかゝめくるにてそ
色さうになるくて小そのあるにみくしかゝいるゝと
小とおもひて心をいてゝてゝれうち候見めくすこそ
えつまきるしかゝまものことくかへりあつまこれもこゝ
きつしかゝ心乃乃ゆゑのゆにゐる又心經せよんこそ
えりしかゝこまゝにありつゝやしにつゝそもなくなりかゝ
おれハ般若乃不思議なりこゝ中志心に百法ゝれむ
しこ思て說念乃いこゝ今こたはしてあるれ之間

しこ思て說会乃いこと給こたまてあるれ以て是
事なり

一四十代 天智天皇 治十年崩 葬山城山科陵

諸ま乃みと天智天皇に申ま舒明天皇才二の御子
御母斉明天皇也孝源天皇くらぬにいまいし日東之
にまらぬまゝ主成のこし正月三日くらぬにいまいし
しを始事十年なり七年と申志十月十三日鎌足内大
始任内大臣事
臣にあつまれ乃御時にいしゆて内臣大臣にふ諸のさいい
給藤原姓於大織冠事
てさしなり御姓ハ中臣に申し成藤原こゝまゝ勝曼
大織冠に家ん申しかゝりしかゝに御ん比れいあらすおの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十月十六日大織冠堯治事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

へきにもあらすまとし五十六にて我ハなわ始しうとに
ふれてたほしけくるまけにとそうとみとの此心
乃うちなしとうれ候しことなり大夫ハ大中大義氣祐
郷のことにたるす十年以前三月五日御門乃御ことに大
休事以前しなし右御所になしまてまけ是始歩
二十又に皆なわ始し東宮なとに皆ちうち始へ事無
ぜみつこの此たれ東宮にてハたしましこうハかくな
是始へ是しにて九月にうとれいなりすたほれ
しかハ東宮なきたれまてこうけてわやまひかもくな
是にまわいまいくらぬ此けれまてまつりてんこの
をまんせしかハ東宮ありへきまにしけ候すかにやま

しかは東宮はよりはしまいたまはせ
ことなりはまいくらぬ川にまてまつりてんこの

をまゐせしかは東宮ありへきまゐらせ侍らす方にやま
ひたまく侍りまきさきの宮やくらぬ川にまてま
川にまゐまひてたほこもの大政府に接政し始へきなり
われみとの御ゝ先に佛道をこゝかんこ申始てやそ

東宮出家入吉野山給事

かりへとりまてしの山にいまは始まきて十月小そ

大友大政府立東宮給事

大伴大政府に東宮にまゐらせし十二月三日うと御馬
にまてまゐりてやましなへたりしてまゐやしのかなく
いまそしせ始ねいしくにおもすといふ御しすまく
御ゝ川のたらゝわしにみそうきまゐ先まてこ川に
しかり

一四十一代天武天皇治五十五年　葬大和國檜隈大内陵

諸王の女を天武天皇に帝しき舒明天皇乃第三の御
子御母齊明天皇也天智天皇乃御世七年二月に東宮
小葬ちたまふ美酉のとし二月廿二日にくらぬにいき
らまふ世代しかれ事十五年なりこのみかとうら
まりせていくらぬかいき始へうしとも文あらなく
していきをまたしなりに代のれ始しと天智
天皇の御事の中に申もへりね天智天皇十二月
大友皇子即位事
三日午時にせ始にしかは御事大伴王子らら
力代いきをまたしてあくらとしの六月になれこのみ

出家入吉野宮給事

かゝ御うらへ御をしてまつりて出家してよし野に帝に

三日午時とせ始に
力ゆ川きをすれてあくらしの育なれこのみ

出家入吉野宮給事

ハ雨ふるゝれをまゐりて出家してよし野ゝ帝に
いつこもしせ始つりしを左右の左もろこゝに川を
拠をたてしてしのみやをいゝ見をまてまつんこゝ
つりしかゝ大のことをまきたまきこのたゝるのく
小天智天皇のこさゝきをいくんなりとて人夫を
そのもちやすまこれ川を拠乃ゝ体もてまいへき
こしたけをくるさゝ大乃ゝとさゝにみくきの事ハ
あらすかゝらす事のたゝるをまゝへきふゝ此この帝
をにをさゝるをまゝ後ハあしゝらんこ川を早人ある
又あふこの京をやまとの京まてこゝろくにこれ川を

まのぼゝきてまもらし先もえりなとア人もあれは
大体王子乃御めハこのみまの御しす先なりしかハ
皇女為大友皇子室被奉告子細於文天皇間事
ケまハ乃事のあるとこまゝ御さしなくて川ぬる
始へつらぬりこしのゝ事やまハくらぬなしのつまらぬのゝ
姿ゝ六らはやまひなしくらひいのらぬなしこんを
先ここ名なりけれはなんさるゝわ身ぬうしる
始へてくまハいそかうらをてもあるへきこたかして
皇子なりけれはいまくしなりてまつりてものゝ事の
天皇人今向東國間事
なまなしそひくしくるのゝ事ひしみら
に賜（アカツ）犬（イヌ）義（カヒ）大体さいたしものあれなりてまつりて馬ゝ
乃せなりてうけつりてきゝ又きゝ北の元ぬうしゝのせ

を祥しまして是れ始まりの子五百人のいくさ
をたてしてきゝかゝりさまなるゝ大伴皇子三子人の
天皇大伴皇子合戦事
いくさをいまゝゐて、ふその勢幾ばうるむみをふの
ゝ和をたゞしてくるくのいくさをたゞしまゐれしに
いまゝ和その子なしらすかくて七月六日あらんに
して大伴皇子とまゝかれ始ふ廿百ませらにせめあ
始しに大友皇子左右大臣あひこりふりのかしまん
をあらそはかふこゝろくれるのいくさくも子すれ
のことくふしてその子ばしらすやのくるゝことあれ
乃ことしこゝろしなしに皇子のるのいくさやあれて
皇子も大臣ほつまいのらばのかれて山にいらにき

望子も太下を見つるまいのらぬのうれて山まいりたにき
廿三日に望子をつらいぬまいのらぬうしるいしは
廿四日に夜ちのくらいをこわてふえのこやこたらそうて
右大臣被誅左大臣配流事
廿七日に右大臣ゆるされ左大臣なりされまきうれかのくら
いりんをゆるたまくくわきやてうの日ちいらさたらう
被行勅宣事
をいれなりくらいきくらぬこもなをまゝ勝し方を
望子の御なりにてたゞしくくに御しいこそを
たちしまいうちしかくしらうれをてまいりまれ
へうりしぬあれうちにかいまのまゝ海つりしよの
なりをゆるもすをなれなりまゝ法えく先れ

八月にみなと野之の元にて川を堂をいたしまし

依瑞物年号事

川くしよりをあしらひあるしすめのあきなくて

これつもしかは年号を朱雀元年とそ申候しあらる

同事

いし三月に備後國よりしかきしなきて

なるとしかは朱雀と以年号を白鳳と改かつれに

始書一切經事

三月にかたらてらにていし先て一切經をうしし先

始はきに九年と申し十一月にきさいの元御やうに

被造藥師寺事

なりて藥師てらなきてさせ給しなり十三年と申志

小みとれいなりすたりしまして東宮ばりしたまそ後

川をて百宮大安寺にまして みなとの寺にしまし

法會なかなるんこたはしの御願ある御はしこけ給を

川里て百宮大安寺にまゐて、みとこの寺にしる

法會なゝ、おもふまゝにたほの御願ある御はしこけ始も
すしてやこなんと寺をもとひ定業なりこも三年の御いの
ちなのへをてまゐり始、太乃大殿をこけさせをてこゝんと
いの里申志ゝ、みこ乃御ゆ先に御いのちのれをまふ以
御後さられて御やまひなこてゝせ始にしゝ三年のあれ
ゝ佛をあらし給をうけしてかいのことく供養しをて
ゝ川里始き十四年に申志十月廿三日てんもんことあらく
侯陽物改元事
みられ御しのたけ川ゝ本而先乃とくたゝ二ゝ十五年に
申しとゝやまとのくらゝあらきゝし御をてこゝれまゝ
さて朱鳥元年に年号をてゝれまゝあらゝし大伴

皇子の子ら乃ゝたまもせかきしよりて三井てらはゝ
いくわをまいしなわ

一四十二代 持統天皇 大寶二年十二月十日崩 年
葬大内陵天武門陵此後火葬

はきのみかこ持統天皇ニ申ま天智天皇の第二御母ゆめ
天武天皇のきさ記なわ御母山田大臣石川麻呂女越智姫也
丁亥の年なえ年ニして第四年ニ位ニいきなりて世をし
踏弄事
望始たと十年なわ七年ニ申し正月小そ踏弄ハたしまるを
初有太上天皇号事
もくつらし十年ニ申志ニ位なさるとなりて太上天皇ニ申 終き

一四十三代 文武天皇 沖十一年 崩 年廿五
葬大和國檜前安昌器上陵

はきの乃みと文武天皇ニ申ま天武天皇乃御子に草壁
皇太子ニ申し皇子乃第二子母元明天皇也丁酉のこし

皇太子と申し皇子乃弟二の子母元明天皇也丁酉のとし
八月一日くらゐにつき給ふ御年十五世おさめ給ふ事十

役行者流伊豆事

十一年三年と申し五月よりえの行者を伊豆國へながしけり
そしてきゝその行者はやまとのくにの人なりわかくもの
かなしみはゆく三寶をあがめきて卅二といひしより

役行者修行事

かつらきやまにはゐりて卅余年のあひだふぢのかはを
きものとしまつのはをくひものとして孔雀の神呪を
ならひてつねにはくものにのりて五色乃雲にのりて
て仙宮にかよひ鬼神をつかひて水をくませたきゞ
をとらせ文武なゝとこのかみつれきたいかうしたる

しかゝ宣旨をくらして行者をすゝめ川かゝしをきましく
行者ゝにいひあらそひ(きこゝろ)をとなとをて川の
役行者非科事
いへりまいりて大乃しゆ中志かゝ行者乃ちゆ所し
ゝこれをきりしたりとすらをてもふかたんかゝ
行者まいれるしゆ仔豆のたほしまくハなりし川かゝし
をきましまいりたほやをりしてこれをてまつる
ものしまたゐるハ年のやまたゆきてなこれ見
六月ゝ冬と丈ゝの紳縁を川くりをてゝくんとて佛師の
よりんをもゝ先始しりけり乃ゝ入ちあしかゝ冬と
大安寺ゝ行幸ありて川ゝきの冬ゝくりをちゝ海を

化分れ相也とかれもうしきまゝ御説ちかい法身乃理なり
切德乃すくれなるこれにすきなるなるゝ一ごとしき
みとゝ御地也さゝめなるゝて如来乃御願に應し給ひ
帝依御夢告懸大鏡於佛前請五百僧供養事
かゝらんこゝしなるまゝいて往すきなるかゝんに仏前にかして
五百人の僧に請して供養しなるてうけりなるまゝい費
玄實乃切德に住ふしまゝこのお詠也こゝ乃おもいを
なしてすゝ人もてゝいまめてこきことに侍し三年に
三月に道昭和尚に申志人のむろれうふゝとまゝなり
みてかけましきまゝきまゝ道昭才子なるいてこの
いれ御ことゝやとゝいしまゝ才子なるゝしゝ御ことゝしゝは

道昭ものかいけうこいしかたむかりけりいて寺のとき
まそふめくりて・やひさしくそうのひりかしかさして
ゆきさわそのら道昭縄床に端坐しそいのらをもとかし
うハ才子こそひかもらそもふりそうの骨をこそんと答しに
かもたに風ゆきてもぬらふりもなくふきうしなひてほ
道昭和尚遺骨始火葬事
日本に火葬ハこれかなんもしまわ候し五年二年志二月
不比等一日中任中納言大納言事
小不比等中納言小なるとれ事やそうの日大納言になりれ
まきうの月ごとに候ひ役乃行者伊豆國よりやし
えされて京にいつそ乃らうくこれのわりそわり方ハ草座
役行者自伊豆輪京後居草座渡唐事
まぬもられあまれ鉢にのせて唐へわたりもくりまゐ
こちらうも本所にわかれかくして三年に一度こ乃

ことなるも本所にわたれかくして三年に一度ニ乃
かけしき山ニ命ひとめへにはきたるとおもふなるときく
ハあれ中もくり唐までハ才三の仙人までにもまろよし伝
二月丁未日釋奠始事
かくわれ二月丁未日釋奠ハいしまろとうぎをまゐる事
三月廿一日小川志まよりしゆそしろ孫をこいせ事
大寶年号事
しかハ大寶元年ニ年号を申きこのうちに年号ハあれ
けしきてけふまそなしなるに我二年ニ申し七月
ちまた御子をもちて馬にのりそ大いのへ乃ちにいくいと給
門二年皇子達乘馬被出九重城出入事
本ハこうまわ所し四年ニ申し五月四日大極殿の西乃楼のよ
に慶雲(ケイウン)みくしかハ年号を慶雲(キウ)ニかへられしまき二年と

申し小よ乃中のさらにおつそせ梅人に行なし

追儺始事

うハ追儺(ツイナ)ニいふとハまつしきれなしなる

一世四代　元明天皇　春老五年十二月冒崩　年六十一

葬大和國添上郡椎山陵

川まゝ乃みなと元明天皇ニ申まゝ天智天皇乃第二の次ひすめ

御母蘇我大臣山田石川麻呂乃むすめ嬪(ヨメ)姪娘なりしのミ

かとハ文武天皇の御母にたります文武天皇いまゝ三十二

年にぞよれ始まれてうせさ勢たりましかしいとさ御

うなし事なりけれ此時文武天皇ハいまゝいとあれくたハ

し海しきハ威あるなるせ始んさ乃ゝ海ゝ死二三

まてもくゝ力にいせたりますめれけれ此行をそハさる

事なりしかハ御母まそくゝぬにいせ始ありしなり

事なかりしかは御母にてくらゐにつかせ給ふなり

慶雲四年七月十七日にくらゐにつき給ふ。御とし卌八

御在位しろしめす七年なり。五年正月十一日にかはる

武蔵国始献銅改和銅事

むさしのあかゝね出てたてまつりしかは年号を和銅にかへ

へられき。其三月に不比等右大臣になりたまふ。同二年

不比等大臣謁新羅使給事

五月に新羅のつかひさまゝのみつきもちてまいれり

不比等そのつかひにあひてまつりことをかたる

執政の人のあふ事はいまたなき事なりけれはこそ

かの國のつかひもきゝしにおほきにかしこまりたりし

らいしのれいにも座せさせて禄しなそへてまうてうらはしく

又座小川きてつんこもハ本國乃いやしきものこもなり
王乃仕方ハかわりていまこやおいまいわりとこれたれ乃
まれるしきなりしるまからしおなくあれまみて
きてこそわねよろこんだりしかきりなしまし
國王奉ゑ時ハ三ちこんてあるまれをまゝ故へきにこ
このお御ならいかたもふきふ貴國乃人ハいらの人ハあ
ひ始なきまゝ事なり なとて三ちと申さまし門三年三月に
自難波遷幸平城事
難波あやまの平城乃宣へこやこうしりとて左右京の
除坊をさる先始きこれなりききくも代こつねにあや
うしりとそへりしまもことなりなとハ申たへるまこの

月小不汁等興福寺をやましらなりなれ京にうしりし

月小不法等興福寺をやましふよりなれ京よりけしこ
てたまひき門ハ身くふてのこかつまれなれ志るしき處
同六年被記諸國郡名并所出乃貢木事
のいてくるしのこゝのこゝ目ハ世間ハ先始業
同七年十月維摩會をやましふ寺よりけしこゝろ
同七年十月興福寺維摩會被移行事
始まり大乃ゝ三八九こゝろまてかこれそれしふ事の事
なりをしてことし四十二年小宮なり仰し門八年九月
三日くる井ハ御むすめ元正天皇の氷高内親王ニ
たとしふゆくりをしてくりをしまひ
一冊五代　元正天皇　天平廿年四月廿一日崩　年七十九
葬佐保山陵
後まゝ乃ゝ元正天皇と申す文武天皇の御前孫

かれも元明天皇のゆゑなりにたるします元明天皇ゆゑ
井をさり給し時宇武天皇に東宮に申しかへる
井をいきをまふへりしともそのそしそ御元服し
をまいて御早し十三まなりしをまいしに程なきに
いとけなくたえしますこのみとハ御かえそゆゑ
なしをまいしなり和銅い年九月三日くらのまいきなし
御年廿五ゆゑ給しかれ事九年也年号ゝかりて靈龜と
申き三年に申し九月に冬とこのくよふものやもの
帝行幸奉澤國不破山湯治溫泉者令白髮力玄髮令愈諸病事
いてゆゑ行幸あるきいそのゆゑあそしへしらへる
てくらくなりあらくなりしものをもらゆゑにあこそ系
になるいけきこゝろ御をあれいしかすなたらいしかきか

にはまいらせこゝろ様をあらはしかはすまたらいしかきか
そてみとかへり始て十二月七日年号を春巻にかへれ
不比等殿撰献律令事
にき二年三申之下不比等律令をえらひてうとにそ
なり始き門三年三申之二月二百官をしめて勿論
百官始待勿事
もいまいたしこゝろ様しあり門は年八月三日不比等を
養老四年八月三日不比等薨御事
をまいまき九月にたはすをひしのくるたりやけを志
きらひをてこゝろねものにもあらしかうきの様き
宣旨をくをまゝ後もうまていろさ様にこしてあれをうら
大隅日向國中有凶従ホ以宇佐宮祖宜殺近討罪 国宮諸國殺生金始事
をひらけてきけりのこ月にうきのこ毛をまくさんしこ
ましてをまゝかいのあひたほくの人をこゝろをしまれに

よりて改生をすべしこのことを勝しかれば諸國
の改生ゝ云ハ大しまつりしなり同五年八月三日みを太上
天皇もたゞ也不比等の御をてまゝ也まゝるてのうゝ
同五年八月三日相當不比等周関帝太上天皇興福寺中敍立小田堂事
小田堂をおもてしまひき同八年二月三日みつこくゝ外御東
宮にゆつりたまてまつりたまひて太上天皇ゝ申ま
一冊六代聖武天皇 天平勝寶七年五月二日崩 年五十七
葬佐保山陵
法ま乃みつこ聖武天皇ゝ申ま文武天皇乃御子御母
不比等乃御也ちゝ皇后宮ゝ子なりと養老八年二月
四日くゝ井に同ぎたまふ御年廿五よりしりて
其身なりと年号を神龜ゝかつれまき二年ゝ申
神龜二年自虎旦柯子種始持來事
ちまもりしまつ柯子のうれをもてまいしれ

其年なれば年号を神龜と改められ
きさきの三年三申

神龜二年自唐且桐子種始持來事
三月小
りかけ桐子のこれをもてきたれ
りまいらせて大乃くらゐにいてまうけん
申三七月小太上天皇れいらすたりまし
ゆいのうち
同三年興福寺中帝立東金堂給事
えりこせしかてられうに東人金堂をたてうまれ
なりそのいし行基菩薩やまさまのしゆけりて
月年行基菩薩造山崎橋供養事
くしこしたらかゆしめて供養しなりひしにけり
たてまつりいてて
なりれしなる人たちうきに宮年三月
四年三月供養長谷寺以行基菩薩爲導師事
三月廿日ゆしせい供養ざれしなり行基菩薩を導
天平五年七月孟蘭盆始事
師をたてたまはり天平五年七月にうしかに
なりし天平四年正月十一日に光明皇后御たちの

それの所乃御なまえにやましふてられうちに西金堂を
なまてなまえいき門七年吉備の太宰もたましにこゝめら
れて日月を御んしなりられ十日ハ御なりのなりく
らくなりたりこの事をうらなりしゆんかなり
日本國の人をこゝろ先て人をうらにうらて秘術をもち
て日月をかくせふなりたれいこのくらくこゝろ
同十二年小貳廣継率万人軍兵欲傾朝家爰東人賜万七千人勞士追討事
きおもうしなりし門十二年九月に大宰小貳ひろ廣継ひろいき
ニ申志人ハ宰合の子ニ於ける子の人一万人の川
をものをたてしてみかこ御ろふけなりてこゝろんこ
ハ御なりてこゝろをいふ事ハいまきこいて東人こゝふ人ハ
くふくのいくさ一万七千人をあひてやはらの家

ふくのいくさ一万七千人にあひてやぶるの家
よいのつゝ申てをくかたし先に川ゑす十一月す
みかと伊勢太神宮に行幸しをまひて太乃本神
いのつゝ申をまひしにこの月十一日に肥前國にうれ
こゝりまて少貳しいうつゝをまひしこゝろなりとぞ
かゝみれゝやうにたります門十三年六月代宣日表京
中の条にいゝゐふてもくりき門十四年十一月に陸奥に
月十三年六月代宣日表京中飯下す
おりき雪年りて行き千五年十月十五日あふ乃信樂
惠まて東大寺乃大佛を川先をまひき門十七年八
月廿三日に東大寺の大仏の座を川こさしめをまゝ仰門

十九年九月廿九日大佛をいをてまつり始門女年正月に
陸奥よりとゝれ九百匁をまてまつれりまき日本國に
大ゝ称いてくゝ事これよりしまれりまきこれよ
つゝて四月六日小年号を天平感寶元年とかへられ
きゝれこもこの年号ハやて又こゝろもかしの八年代記
なるにハいつをもくさなり七月二日くゝ井をさゝるゝ
御くしおろしてたゞ天皇こそ申たゝりし御年
五十ゝ年をまひしなり
一四十七代孝謙天皇
川きゝ乃こゝろ孝謙天皇こゝ申きゝ聖武天皇の御しきゝ
御母不比等の御むすめ光明皇后をたゝす天平感寶

一而十七代 孝謙天皇

川き乃ことと孝謙天皇ニ申ハ聖武天皇の御しきゝ

御母不比等の御むすめ光明皇后にたゝす天平威寶
元年七月二日位に川き始御年卅一世御しきを始本十
年也御ゆゑに東宮にしましかこも神龜五年可
御年二歳にてうせ始にしかゝ大乃みと位に川きたり
海しき天平威寶元年十月廿四日に東大寺の大佛にい
たりてまつりにきにき三年の御い度ニ申ふまたて
にしなり十一月にやまとの事をくさんしまいて
十二月に川くしよりを京へうけるたりしまいふし
ゆゑにやいくわしていたはなきてまつりしも七日丁亥
東大寺供養御き御幸あるとき又聖武天皇ハ左上天皇

Kodak Gray Scale

C Y M

© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

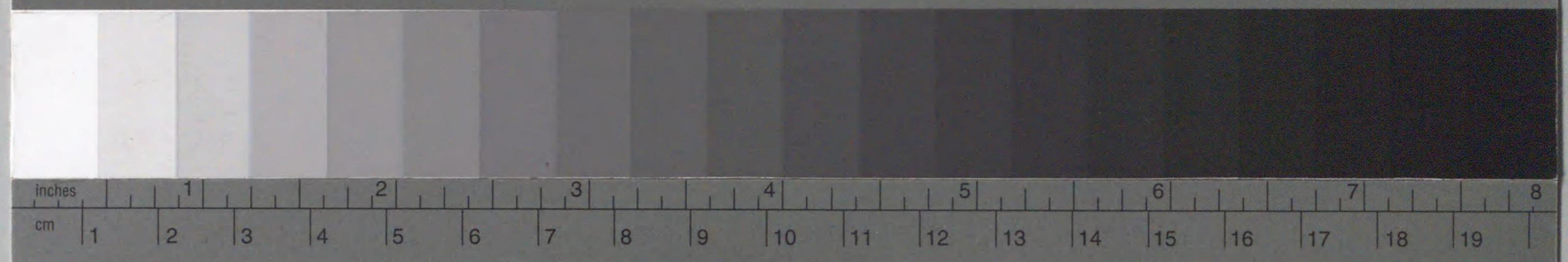

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak
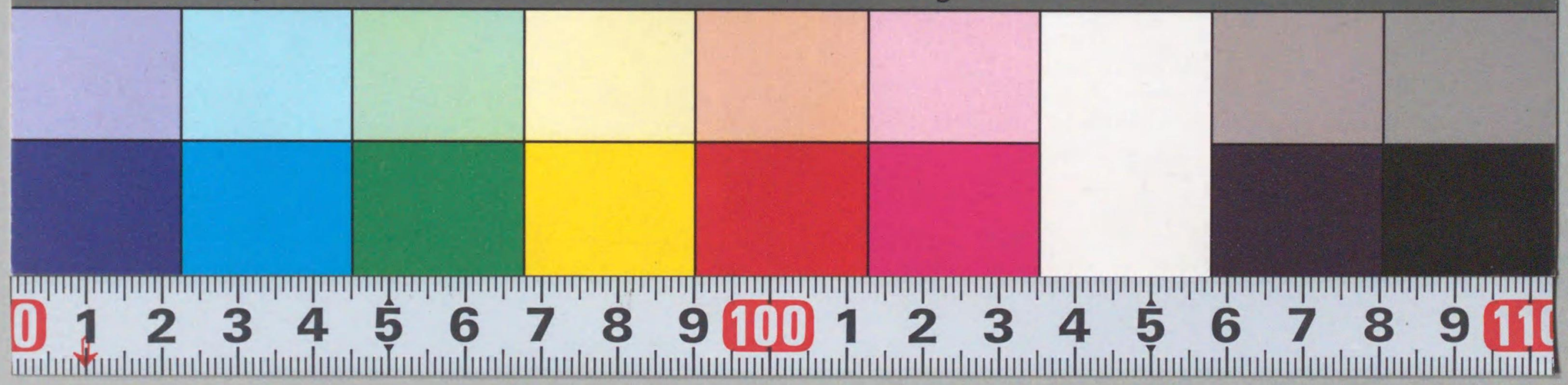
Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black